

第6期介護保険事業計画

第7期高齢者福祉計画

(平成27～29年度)

— いつまでも安心して暮らせる
高齢者にやさしいまちづくり —

平成27年3月

西会津町

第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画目次

[総論]

第1章 計画のあらまし

1.	計画策定の目的と背景	4
2.	計画の位置付け	4
3.	計画の基本理念と基本目標	5
4.	計画の体系	6
5.	計画期間	7
6.	計画の策定体制	7
7.	計画の公表と進行管理	7
	（1） 計画の公表	
	（2） 計画の進行管理	

第2章 高齢者を取り巻く状況

1.	高齢者人口の推移と将来推計	8
2.	日常生活圏域の設定と高齢者の生活の状況	10
	（1） 日常生活圏域の設定	
	（2） 日常生活圏域ニーズ調査の結果	
	（3） 高齢者の生活の状況	
	（4） 高齢者の就業状況	
	（5） 集落の状況	
3.	要介護（支援）認定者の状況と今後の見込み	12
4.	介護保険サービス及び保健・福祉サービスの状況	13
	（1） 介護保険サービス給付の状況	
	（2） 地域支援事業の状況	
	（3） 介護保険サービス以外の高齢者支援サービスの状況	
	（4） ボランティア活動の状況	
	（5） 就業支援の状況	

第3章 高齢者を支えるしくみづくり

—	在宅を基本とした「西会津町地域包括ケア」の推進	—
1.	高齢者へ関わる機関や人の連携	19
2.	認知症対策の推進	20
3.	生活支援・介護予防対策の充実	20
4.	介護サービスの充実	20
5.	在宅医療と介護との連携	21

[各 論]

第4章 元気高齢者の支援と介護予防

- | | | |
|----|----------------------|----|
| 1. | 高齢者の生きがいつくり | 22 |
| | (1) 生涯学習活動の推進 | |
| | (2) 老人クラブ活動への支援 | |
| | (3) サロンなど地域での通いの場づくり | |
| | (4) 高齢者の就労支援 | |
| 2. | 高齢者の健康づくり | 23 |
| | (1) 運動の習慣化 | |
| | (2) 高齢者スポーツ | |
| 3. | 介護予防事業の推進 | 23 |

第5章 介護保険事業の運営

- | | | |
|----|-----------------------|----|
| 1. | 介護保険サービス基盤の確保 | 25 |
| | (1) 居宅サービス（介護予防含む） | |
| | (2) 居宅介護支援・介護予防支援 | |
| | (3) 地域密着型サービス（介護予防含む） | |
| | (4) 施設サービス | |
| 2. | 介護保険サービスの見込み量 | 30 |
| 3. | 第1号被保険者介護保険料の設定 | 35 |

第6章 認知症対策の推進

- | | | |
|----|--------------------|----|
| 1. | 地域支援体制の整備 | 37 |
| | (1) 認知症に対する理解の促進 | |
| | (2) 認知症地域連絡会 | |
| | (3) 認知症にやさしいまちづくり | |
| | (4) 認知症地域支援推進員の配置 | |
| 2. | 認知症の人と家族への支援 | 37 |
| | (1) 情報提供と相談体制の充実 | |
| | (2) サービスの充実 | |
| 3. | 認知症予防対策 | 38 |
| | (1) コミュニティの中での知的活動 | |
| | (2) 生活習慣病予防対策 | |

第7章 高齢者を支える体制づくり

1.	人材の育成と確保	40
	（1） 介護職員初任者研修事業	
	（2） 各種講座・講演会の開催	
	（3） 認知症サポーター養成講座とキャラバンメイト	
2.	地域包括支援センター事業の充実	40
	（1） 介護予防ケアマネジメント	
	（2） 総合相談・支援事業	
	（3） 権利擁護事業	
	（4） 包括的・継続的ケアマネジメント	
3.	高齢者を支える組織及び各種会議等	41
	（1） 地域ケア高齢者支援推進会議	
	（2） 民生児童委員と福祉協力員	
	（3） 地域での見守り・見守り協定等	
4.	高齢者への生活支援	41
	（1） 安心して暮らせる住居の確保	
	（2） 生活支援サービスの充実	
5.	高齢者の権利擁護	42
6.	災害時など緊急時の高齢者支援	42
7.	介護者への支援	43
	巻末資料	45

[総 論]

第 1 章 計画のあらまし

1. 計画策定の目的と背景

わが国においては、急速に高齢化が進行し、平成 25 年には高齢化率が 25% を超え、国民の 4 人に 1 人が高齢者という時代を迎えています。それに伴い、認知症の人の増加や医療ニーズの高い高齢者の増加、重度の要介護者の増加、独居・高齢者のみの世帯の増加などが大きな社会問題となっています。さらに団塊の世代が後期高齢者となっていく平成 37 年(2025)には、高齢化率が 30% を超えるともいわれており、高齢者を取り巻く状況はますます厳しさを増していくことが予想されています。

本町における高齢化はさらに顕著で、平成 26 年 10 月現在の高齢化率は 41.6% であり、国の数十年先をいく高い水準となっています。本町では、このような状況を見据え、早くから保健・医療・福祉を連携したまちづくりとして、介護老人保健施設の設置や在宅福祉サービスの充実、健康寿命延伸事業などに取組んできました。しかしながら、今後も高齢化が進んでいくことが予想されるとともに、独居や高齢者のみの世帯の増加、集落機能の低下などによる介護力の低下や高齢者を支える人材の不足など、今後も多くの課題に対応していく必要があります。

このような状況のなか、高齢となっても、また少しからだが不自由になっても、あるいは認知症になっても、できる限り住み慣れた地域でいきいきと安心した暮らしが続けられるまちづくりを進めるため、「西会津町第 6 期介護保険事業計画・第 7 期高齢者福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、介護保険法第 117 条及び老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づき策定するもので、西会津町総合計画の基本構想・基本計画の下、高齢者福祉の基本的な計画として策定するものとします。

また、福島県において策定する「第 7 次福島県高齢者福祉計画・第 6 次福島県介護保険事業支援計画」との整合性にも配慮するものとします。

3. 計画の基本理念と基本目標

基本理念は総合計画と同一とし、その下で基本目標を以下のとおり定めます。

基本
理念

みんなの声が響くまち にしあいづ

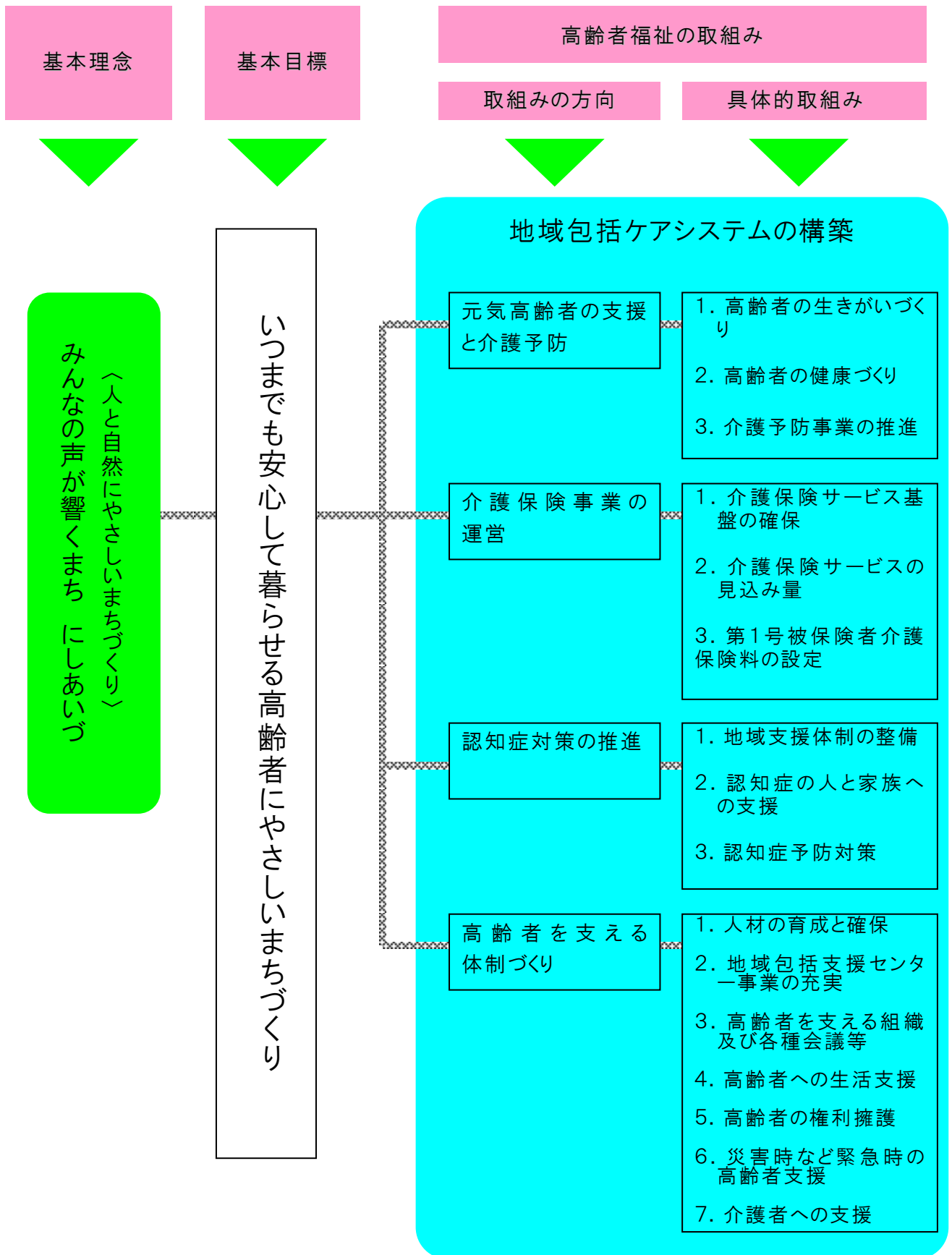
— 人と自然にやさしいまちづくり —

基本
目標

いつまでも安心して暮らせる

高齢者にやさしいまちづくり

4. 計画の体系

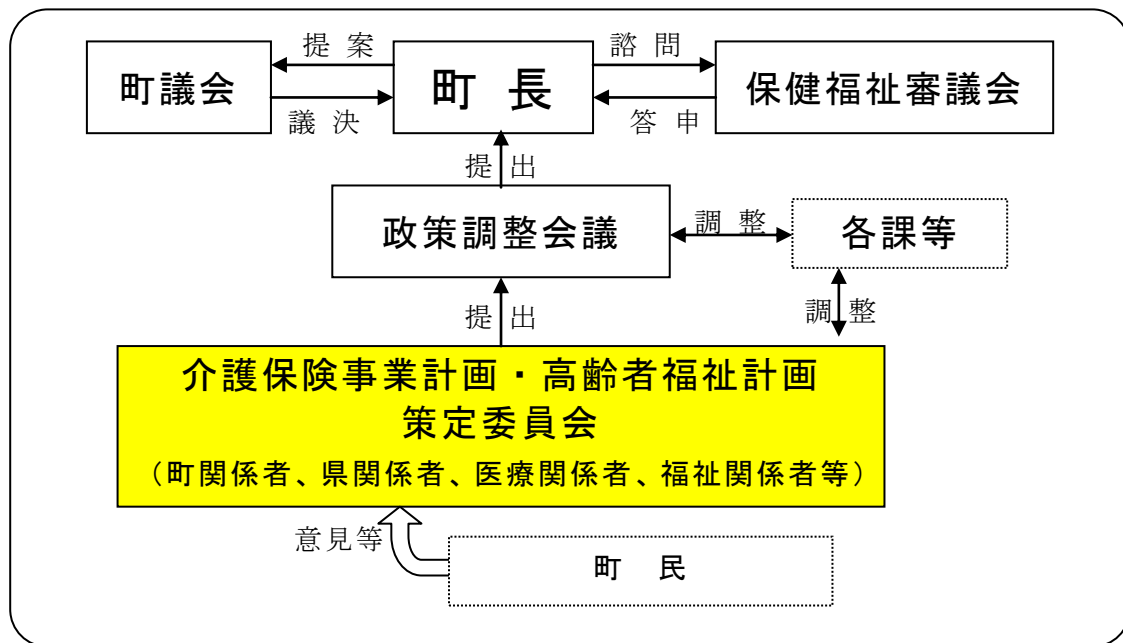


5. 計画期間

第6期介護保険事業計画、第7期高齢者福祉計画ともに
平成27年度～平成29年度（3カ年）

6. 計画の策定体制

関係者により組織する「介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」が中心となり、町民の意見を反映し、計画案の策定作業を進めました。作成された計画案については、各課等や政策調整会議など庁内の調整を経て町長に提出し、町長は保健福祉審議会に諮問、答申の結果を受け、最終的に調整して議会に議案として提案します。



7. 計画の公表と進行管理

(1) 計画の公表

計画の内容は、町公式ホームページで公開します。

また、関係機関はもとより、町民への積極的な説明に努めます。

(2) 計画の進行管理

毎年度終了後、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」を中心に計画を評価・分析し、必要に応じ計画内容を見直していきます。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 高齢者人口の推移と将来推計

本町の65歳以上の高齢者人口は、近年減少傾向にありましたが、今後も当面緩やかに減少していくことが予想されます。しかしながら、総人口はそれ以上の割合で減少していくことが予想されるため、高齢化率は今後も上昇を続け、平成29年には43.5%、平成37年には48.4%になることを見込んでいます。

表1 高齢者人口の推移

(単位：人、%)

		平20年 (2008)	平21年 (2009)	平22年 (2010)	平23年 (2011)	平24年 (2012)	平25年 (2013)	平26年 (2014)
総人口	(A)	8,214	7,979	7,832	7,681	7,509	7,314	7,146
40歳以上	(B)	5,875	5,748	5,652	5,553	5,447	5,322	5,234
65歳以上	(C)	3,269	3,231	3,140	3,042	3,002	2,975	2,978
75歳以上	(D)	1,962	1,997	1,983	1,974	1,965	1,957	1,930
高齢者に占める 後期高齢者	(D/C)	60.0	61.8	63.2	64.9	65.5	65.8	64.8
高齢化率	(C/A)	39.8	40.5	40.1	39.6	40.0	40.7	41.7
後期高齢化率	(D/A)	23.9	25.0	25.3	25.7	26.2	26.8	27.0

表2 高齢者人口の将来推計

(単位：人、%)

		平27年 (2015)	平28年 (2016)	平29年 (2017)	平32年 (2020)	平37年 (2025)
総人口	(A)	6,907	6,732	6,558	6,036	5,246
40歳以上	(B)	5,110	4,999	4,885	4,553	4,029
65歳以上	(C)	2,919	2,887	2,852	2,758	2,537
75歳以上	(D)	1,865	1,812	1,758	1,604	1,447
高齢者に占める 後期高齢者	(D/C)	63.9	62.8	61.6	58.2	57.0
高齢化率	(C/A)	42.3	42.9	43.5	45.7	48.4
後期高齢化率	(D/A)	27.0	26.9	26.8	26.6	27.6

(注：この将来推計人口は、住民基本台帳人口をもとに推計したもので、国勢調査人口や現住人口調査をもとに推計したものとは数値が異なります。)

図1 高齢者人口の推移と将来推計

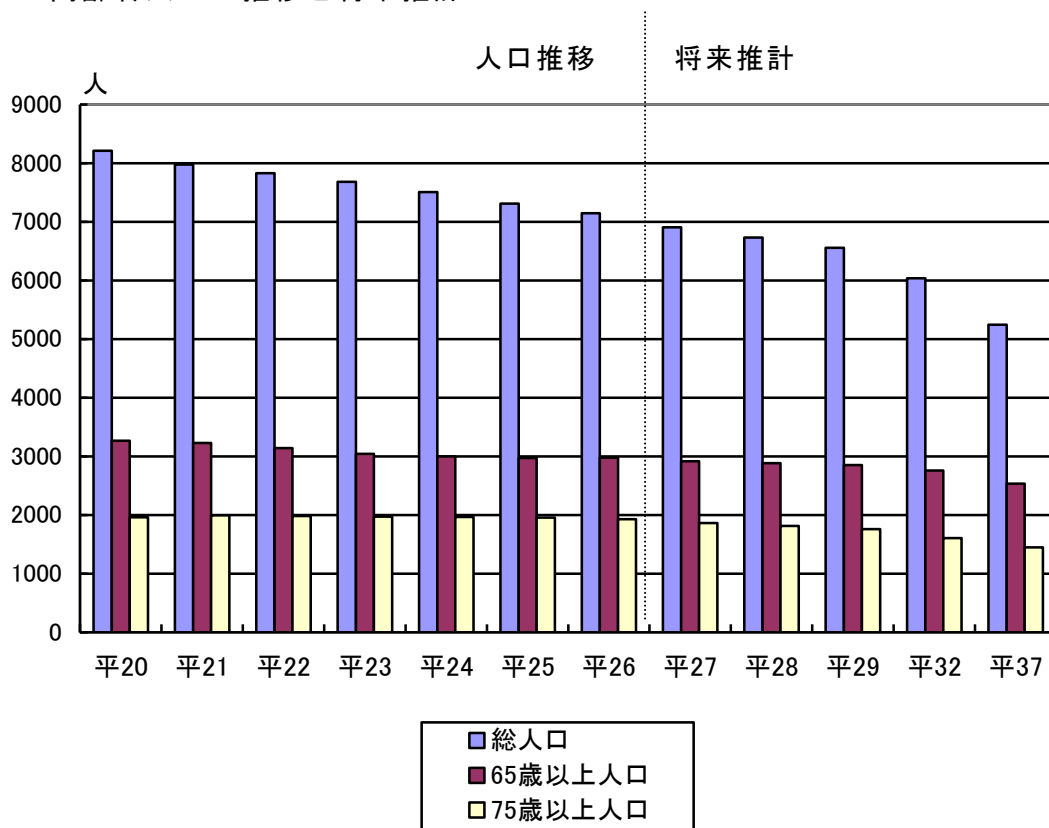
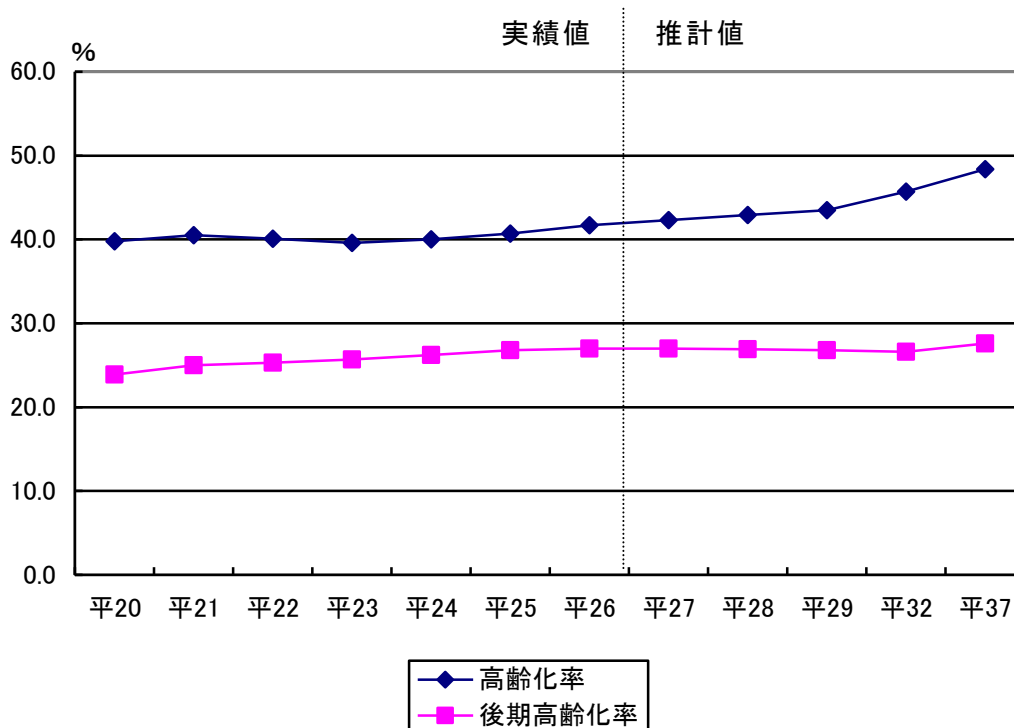


図2 高齢化率・後期高齢化率の推移



2. 日常生活圏域の設定と高齢者の生活の状況

(1) 日常生活圏域の設定

介護保険法第 117 条第 2 項により定める日常生活圏域は、町内全域を一つの圏域とします。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査の結果

この計画を策定するにあたり、本町の高齢者の心身の状況や生活の実態を調査し、地域の課題や必要な支援やサービスを検討するため、日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。調査結果は別冊のとおりです。

< 調査概要 >

調査基準日	平成 26 年 1 月 1 日
調査対象者	本町に住所を有する 65 歳以上の在宅の高齢者 2,836 人（年齢の基準は平成 26 年 3 月 31 日）
調査方法	各地区の保健指導員に配布・回収を依頼
調査期間	平成 26 年 2 月 18 日～3 月 2 日
回収状況	

全体	配布数	2,836
	回収数	2,700
	回収率	95.2%
(男性)	配布数	1,157
	回収数	1,116
	回収率	96.5%
(女性)	配布数	1,679
	回収数	1,584
	回収率	94.3%

(3) 高齢者の生活の状況

本町の世帯数は近年減少傾向ですが、高齢者のみの世帯・高齢者ひとり世帯は増加傾向です。しかし、団塊の世代が高齢者となった以後は高齢者のみの世帯や高齢者ひとり世帯も減少していくことが予想されます。

表 3 高齢者世帯の状況

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総世帯数	A	2,875	2,841	2,809	2,777	2,767
高齢者のみの世帯	B	998	975	978	983	1,011
	B/A	34.7	34.3	34.8	35.4	36.5
高齢者ひとり世帯	C	538	552	573	572	595
	C/A	18.7	19.4	20.4	20.6	21.5

(4) 高齢者の就業状況

平成 22 年国勢調査によれば、65 歳以上に占める就業者の割合は 25.0%となっており、県全体との比較では 5.6%上回っています。平成 17 年との比較では、65 歳以上の就業者数、65 歳以上に占める就業者数とも減少していますが、75 歳以上の就業者数はわずかに増加しています。

表 4 高齢者の就業割合

		平成 17 年		平成 22 年	
		西会津町	福島県	西会津町	福島県
総就業者数	A	4,208	713,933	3,504	934,331
65 歳以上人口	B	3,272	474,860	3,046	504,451
65 歳以上の就業者数	C	998	86,773	762	97,945
	65～74 歳	734	67,667	493	69,810
	75 歳以上	D	264	269	28,135
総就業者に占める 65 歳以上の割合	C/A	23.7%	12.2%	21.7%	10.5%
総就業者に占める 75 歳以上の割合	D/A	6.3%	2.7%	7.7%	3.0%
65 歳以上人口に占める就業者の割合	C/B	30.5%	29.2	25.0%	19.4%

(5) 集落の状況

集落が点在する本町にあって、集落によって状況の違いがあるものの、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加により、総じて集落機能は低下しています。空き家の増加や従来行っていた行事・共同作業等が困難になるなど、課題が深刻化しており、特に町中心部より離れた集落ほど顕著といえます。

表 5 高齢化率 50%以上の地区別集落数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

地区名	自治区数 (A)	高齢化率 50%以上の自治区数 (B)	割合 (B)/(A)*100
野 沢	22	1	4.5%
尾野本	21	7	33.3%
群 岡	9	3	33.3%
新 郷	17	7	41.2%
奥 川	21	16	76.2%
合 計	90	34	37.8%

※尾野本地区の下小島は、特養「さゆりの園」入所者を除いて高齢化率を算出

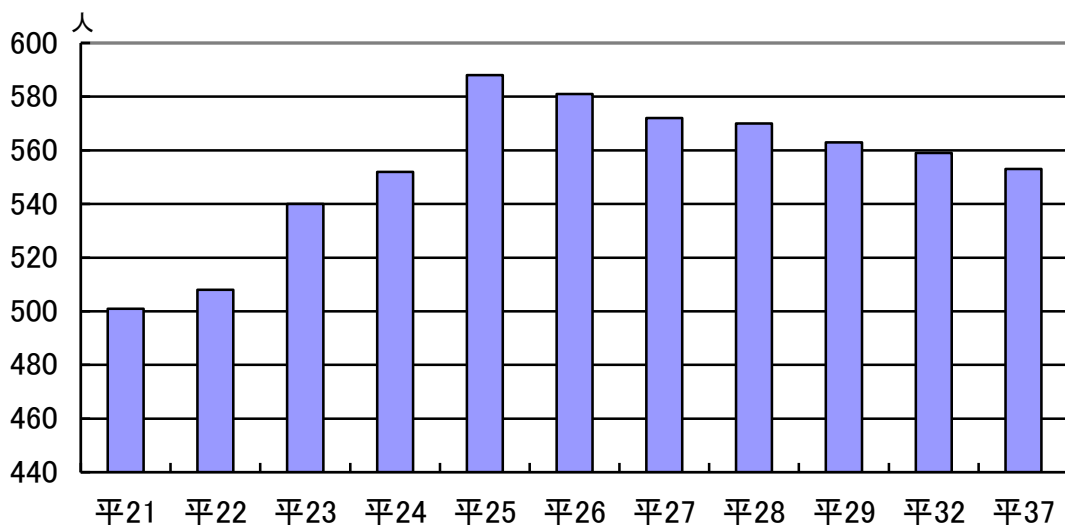
3. 要介護（支援）認定者の状況と今後の見込み

本町の要介護認定者数は、年々増加傾向にありましたが、今後は第1号被保険者数が徐々に減少していく見込みであり、要介護認定者数も減少していくものと予想されます。

表6 要介護認定者数の推移及び見込み数

		これまでの推移			今後の見込み				
		平 24	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 32	平 37
認定者総数 (A)		552	588	581	572	570	563	559	553
	要支援 1	35	34	25	31	30	30	27	21
	要支援 2	52	45	39	46	45	44	46	49
	要介護 1	94	112	111	99	100	100	104	97
	要介護 2	98	105	113	110	112	108	106	102
	要介護 3	77	84	111	108	107	106	104	107
	要介護 4	98	108	82	80	79	79	78	80
	要介護 5	98	100	100	98	97	96	94	97
Aのうち第1号被保険者数 (B)		541	576	570	561	560	554	549	543
第1号被保険者総数 (C)		3,002	2,975	2,978	2,919	2,887	2,852	2,758	2,537
認定率 (B)/(C)*100		18.0	19.4	19.1	19.2	19.4	19.4	19.9	21.4

図3 要介護（支援）認定者数の推移及び見込み数



4. 介護保険サービス及び保健・福祉サービスの状況

(1) 介護保険サービス給付の状況

平成23年度から25年度の介護保険サービスの給付は、利用者数、給付費とも、要支援者向けサービスの予防給付は減少傾向ですが、要介護者向けの介護給付は増加傾向で、総体としては、増加傾向です。

表7 介護保険サービスの利用状況（1ヶ月あたり平均利用者数）

介護保険サービスの種類	平成23年度	平成24年度	平成25年度
介護予防サービス	179	155	130
居宅サービス	179	155	130
介護予防訪問介護	38	32	26
介護予防訪問看護	3	3	1
介護予防居宅療養管理指導	-	1	0
介護予防通所介護	17	15	9
介護予防通所リハビリテーション	36	29	26
介護予防短期入所生活介護	1	0	0
介護予防短期入所療養介護	1	0	1
介護予防福祉用具貸与	9	9	9
特定介護予防福祉用具購入費	0	1	0
介護予防住宅改修	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	1	1	0
介護予防支援	73	64	56
地域密着型介護予防サービス	-	-	-
介護サービス	860	949	1,103
居宅サービス	710	794	945
訪問介護	94	107	124
訪問入浴介護	-	-	0
訪問看護	35	31	37
居宅療養管理指導	4	6	10
通所介護	121	130	148
通所リハビリテーション	49	54	63
短期入所生活介護	45	52	65
短期入所療養介護	27	27	47
福祉用具貸与	96	116	138
特定福祉用具購入費	3	3	4
住宅改修	1	1	1
特定施設入居者生活介護	5	8	10
居宅介護支援	233	257	298

(つづき)

地域密着型サービス	10	11	12
小規模多機能型居宅介護	-	1	1
認知症対応型共同生活介護	10	10	10
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	1
施設サービス	140	144	146
介護老人福祉施設	65	64	66
介護老人保健施設	70	75	74
介護療養型医療施設	5	5	6
介護保険サービス合計	1,039	1,104	1,233

注：小数点以下の端数処理の関係で内訳と合計が合わないことがある。

表8 介護（予防）給付費の状況

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
居宅サービス	328,334	372,929	425,186
地域密着型サービス	29,707	33,532	35,920
施設サービス	423,967	432,481	429,951
合 計	782,008	838,942	891,057

西会津町内には平成 26 年 10 月現在、以下の介護（予防）サービス指定事業所があります。

表 9 西会津町内の介護（予防）サービス指定事業所

事業所	種別	サービス内容等	指定事業者	運営主体
西会津町訪問介護事業所	居宅	訪問介護（予防）	（福）にしあいづ福祉会	（福）にしあいづ福祉会
西会津町訪問看護事業所	居宅	訪問看護（予防）	西会津町	西会津町
さゆりの園デイサービスセンターⅡ	居宅	通所介護（予防）	（福）にしあいづ福祉会	（福）にしあいづ福祉会
西会津町介護老人保健施設「憩の森」	居宅	通所リハビリテーション（予防）	（福）にしあいづ福祉会	（福）にしあいづ福祉会
	居宅	短期入所療養介護（予防）	（福）にしあいづ福祉会	（福）にしあいづ福祉会
	施設	介護老人保健施設	西会津町	（福）にしあいづ福祉会
特別養護老人ホームさゆりの園	居宅	短期入所生活介護（予防）	（福）にしあいづ福祉会	（福）にしあいづ福祉会
	施設	介護老人福祉施設	（福）にしあいづ福祉会	（福）にしあいづ福祉会
しなのきホーム西会津	居宅	特定施設入居者生活介護（予防）（介護付有料老人ホーム）	（有）なごやか	（有）なごやか
グループホームのぞみ	地域	認知症対応型共同生活介護（予防）	（福）にしあいづ福祉会	（福）にしあいづ福祉会
グループホーム西会津しょうぶ苑 桐	地域	認知症対応型共同生活介護（予防）	（福）啓和会	（福）啓和会
グループホーム西会津しょうぶ苑 おとめゆり	地域	認知症対応型共同生活介護（予防）	（福）啓和会	（福）啓和会
小規模多機能型居宅介護事業所 西会津しょうぶ苑	地域	小規模多機能型居宅介護	（福）啓和会	（福）啓和会
西会津町居宅介護支援事業所	居支	居宅介護支援	（福）にしあいづ福祉会	（福）にしあいづ福祉会
にしあいづ地域包括支援センター	予支	介護予防支援	（福）にしあいづ福祉会	（福）にしあいづ福祉会

※ 種別の「居宅」は居宅サービス、「施設」は施設サービス、「地域」は地域密着型サービス、「居支」は居宅介護支援サービス、「予支」は介護予防支援サービスを示す。

(2) 地域支援事業の状況

介護保険では、介護給付のほか、主に介護予防のための地域支援事業を実施しています。平成27年度からの介護保険制度改正により、要支援者への訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行されます。また、従来の二次予防・一次予防対象者向けの介護予防事業は、平成29年度までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行する必要があります。

表10 主な地域支援事業（地域包括支援センター業務以外）

区分	事業名	主な対象者	事業内容
介護予防・日常生活支援総合事業	生きがい活動支援デイサービス事業(ミニデイサービス)	要支援、二次予防対象者	介護サービスに至らない人向けの通いのサービス。老人憩の家でレクリエーション活動や健康チェック、入浴サービスなどを提供。
	奥川元気クラブ	一次予防対象者	ミニデイサービスを奥川みらい交流館において地域の支援者により提供。
	機能訓練事業	二次予防対象者	運動器の機能向上プログラムを保健センターにおいて理学療法士により提供。
	緊急通報システム(日常生活用具給付事業)	要支援、二次予防対象者	安否確認や緊急時に対応するため緊急通報装置を貸与。
	貯筋うんどう教室	一次予防対象者	必要な高齢者に対し期間を限定して運動器の機能向上プログラムを実施。
	高齢者健康水泳教室	一次予防対象者	さゆり公園温水プールを活用した水中運動を行う。
	温泉リハビリプール	一次予防対象者	医師の指示により理学療法士が「憩の森」の温泉リハビリプールで機能訓練
	認知症キャラバンメイト養成	支援者	認知症サポーター養成講座の講師などの支援者を養成し、さらに認知症への理解を進める。
	健康運動推進員研修	町民一般	地域での介護予防を担う人材の育成。
任意事業	認知症サポーター養成講座	町民一般	認知症への正しい知識の普及による理解の促進。
	高齢者等配食サービス	独居高齢者等	調理が困難な一人暮らし高齢者に週1回栄養を考えた弁当を配達。配達ボランティアが安否確認。
	在宅高齢者等福祉サービス	要介護高齢者	紙オムツ購入費及び散髪料の給付
	認知症グループホーム家賃助成事業	グループホーム入所者	グループホームに入居する低所得者への家賃(住居費)助成。
	在宅介護者リフレッシュサービス事業	在宅介護者	在宅介護者の身体的・精神的な負担軽減のため入浴、食事、宿泊、理美容などのサービスを提供する。

(3) 介護保険サービス以外の高齢者支援サービスの状況

町では、高齢者福祉の推進のため、各種サービスの提供の場となる公共施設を整備してきました。今後もこれらの施設を活かした効果的なサービス提供に努めていく必要があります。

表 1 1 高齢者のための施設（介護保険サービス以外）

施設名称	施設概要	設置主体	管理運営主体
西会津町老人憩の家「さゆり荘」	ミニデイサービスの実施	西会津町	町社会福祉協議会
西会津町保健センター	機能訓練、各種教室の実施	西会津町	西会津町
西会津町地域ふれあいセンター	2階部分は生活支援ハウス、1階部分はデイサービスセンターとして活用	西会津町	にしあいづ福祉会
西会津町介護センター	地域包括支援センターが入るほか訪問介護事業所、居宅介護支援事業所がサービス提供や相談の受付を行っている。	西会津町	にしあいづ福祉会

町では、介護保険給付サービスのほかに、介護保険制度の隙間を埋めるサービスとして、独自のサービスを制度化しています。

表 1 2 町の高齢者への支援事業（介護保険サービス以外）

事業名	主な対象者	事業内容
ホームヘルプサービス事業	要介護認定で自立の人	一時的に生活支援が必要な人に対し家事援助中心のサービスを提供
ショートステイ事業	要介護認定で自立の人	一時的に養護する必要がある人に特養等のショートステイサービスを提供
高齢者日常生活用具給付事業	支援が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁調理器・自動消火器の給付、または緊急通報装置・火災警報器の貸与
介護予防・生活支援事業	支援が必要なひとり暮らし高齢者等	寝具類等洗濯乾燥消毒サービスの提供
高齢者生活支援ハウス事業	高齢等のため独立生活が不安な人	高齢等のため居宅での生活に不安のある人に対し住居を提供
介護職員初任者研修事業	町民一般	介護職員等の人材育成のため町が事業者となり研修を実施

(4) ボランティア活動の状況

本町では、ボランティア活動の推進を図るため、平成15年に「西会津町ボランティア活動サポートセンター」が設立されています。

今後もサポートセンターを中心に高齢者のニーズに添った支援を行えるよう活動の充実を図ることが求められています。

表13 ボランティア登録状況

(平成26年4月1日現在)

活動区分	高齢者福祉	障がい者福祉	パソコン支援	児童福祉	学校支援
登録人数 (実数)	154	20	4	9	23
他活動重複 登録者	38	11	0	17	13
延べ人数	192	31	4	26	36

活動区分	国際交流	公共施設	その他		合計
登録人数 (実数)	0	125	0		335
他活動重複 登録者	1	8	6		94
延べ人数	1	133	6		429

(5) 就業支援の状況

高齢者の生きがいくくりと就業機会の創出のため、平成11年に「西会津町シルバー人材センター」が設立され、平成25年には社団法人から公益社団法人に移行し、平成26年3月末現在で、男100名、女34名、合わせて134名が会員登録しています。

表14 平成25年度 町シルバー人材センター事業実績

区分	受注件数 (件)	就業人員 (延べ人員)	契約金額 (千円)			
			配分金	事務費	材料費等	計
公共事業	86	4,006	10,308	641	422	11,371
一般企業等	94	3,124	11,974	803	218	12,995
個人・家庭	280	781	3,006	193	470	3,669
独自事業	3	61	235	14	31	280
計	463	7,972	25,523	1,651	1,141	28,315

第3章 高齢者を支えるしくみづくり

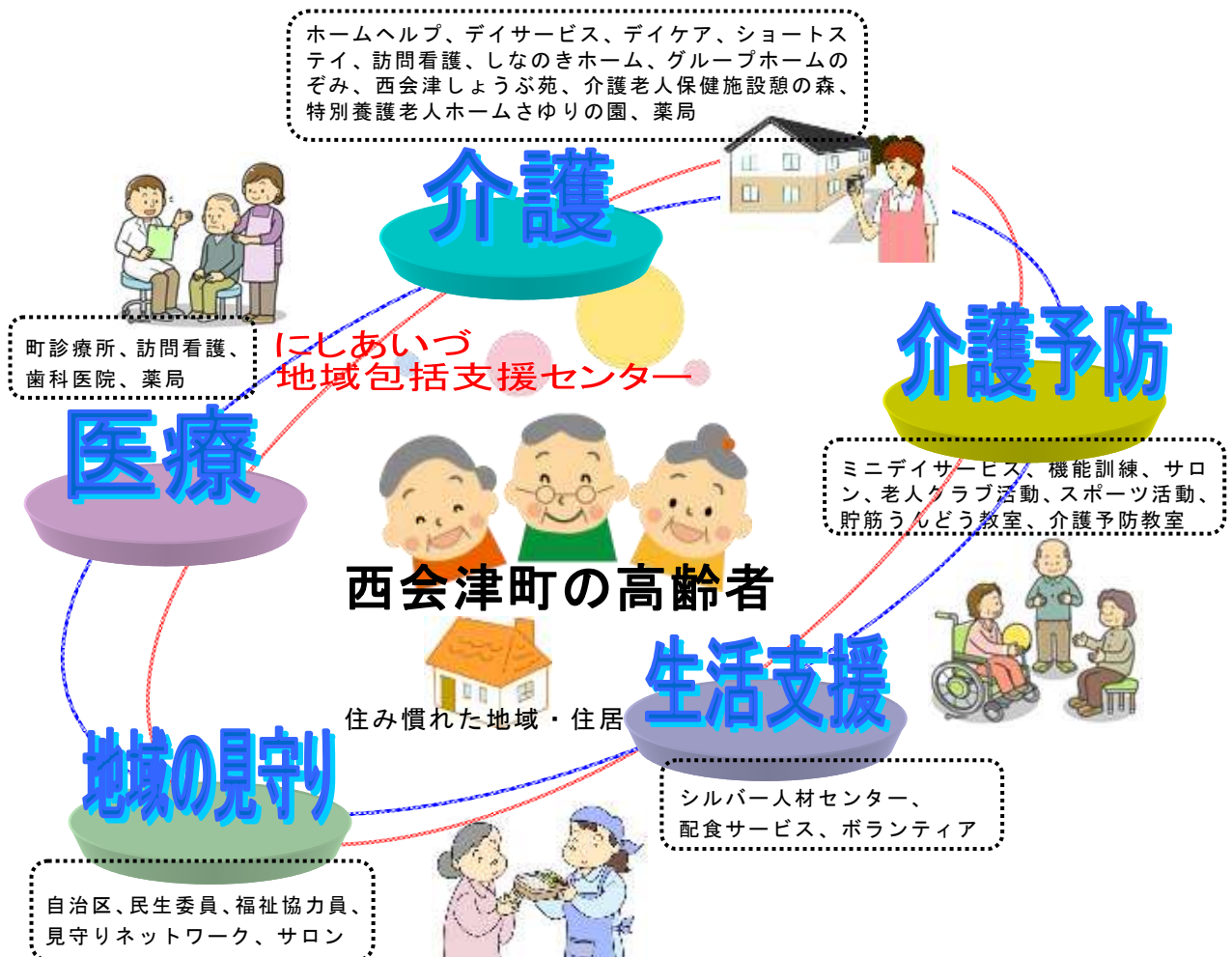
一 在宅を基本とした「西会津町地域包括ケア」の推進 一

1. 高齢者へ関わる機関や人の連携

高齢者のみの世帯やひとり暮らしが増加する中、介護が必要になったとしても、また認知症になったとしても、出来るだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護や医療、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められています。福祉や医療、生活支援サービスそれぞれの充実のもとより、それに関わる人々が密接に連携する体制が必要となっています。

本町では、住み慣れた地域・住居で安心した生活が続けられるよう高齢者に関わる人や機関の連携を強化した「西会津町地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

< 西会津町地域包括ケアシステムのイメージ >



町では、西会津町地域包括ケアシステム構築のため、以下の取組みを進めます。

- ① 地域ケア高齢者支援推進会議（仮称）に、介護、医療、生活支援関係者の参画を求め、より充実した高齢者支援策の検討を進めます。
- ② 地域ケア高齢者支援推進会議のもと、地域ケア高齢者支援会議（a. 個別ケース会議、b. 認知症の人の為のケアマネジメント研修会、c. チームアプローチ研修会、d. 高齢者サービス調整会議の総称）において、個別事例の検討を通じ、職種間で課題の共有とその解決に向けた取組みを進めます。
- ③ 地域包括支援センターを中心に、介護、医療、生活支援関係者が高齢者の情報を共有できるしくみを構築し、そのしくみを基礎に高齢者を支える人々の連携を強化します。
- ④ 地域での支え合い体制づくりに向けた、町民意識の醸成や担い手の育成を進めます。
- ⑤ 町の地域包括ケアシステムのしくみやサービスの内容について、町民へ積極的に、かつ分かりやすく情報提供していきます。

2. 認知症対策の推進

高齢化に伴い認知症の人は増え続けています。認知症になっても、出来る限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしが続けられるような地域づくりを進める必要があります。

町では、認知症に対する理解の促進や認知症高齢者の支援体制づくりを進めるとともに、症状に応じた地域におけるサービスの充実を検討していきます。

また、認知症ケアパスを作成し、町にあるサービスや支援の体系を分かりやすく本人や家族に提供します。

3. 生活支援・介護予防対策の充実

高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、在宅もしくは地域で安心して住み続けるため、家事援助や住宅周りの除雪などの生活支援のニーズが高まってきています。また、地域で介護予防に取り組むことにより住み慣れた地域での暮らしが継続できると考えられます。

町では、既存のサービスや地域での取組みを融合させながら、高齢者が必要とする生活支援や介護予防の充実を目指していきます。

4. 介護サービスの充実

介護が必要となった高齢者には、在宅もしくは地域で暮らし続けられることを基本に、その人にあった介護サービスが提供できるよう居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスすべてについて、その充実を目指していきます。

5. 在宅医療と介護との連携

高齢になれば介護を必要とする割合が高まるとともに疾病のリスクも高くなります。医療と介護サービスがより密接に連携することにより、高齢者の地域での安心した暮らしにつながっていきます。

今後は、町の診療所、歯科医院、薬局等の医療関係機関と介護（予防）サービス事業所、地域包括支援センターの連携を強化し、情報を共有するしくみの構築を進めます。

[各 論]

第 4 章 元気高齢者の支援と介護予防

1. 高齢者の生きがいづくり

(1) 生涯学習活動の推進

町では、成人向けの各種講座のほか、老人クラブからの依頼による出前講座の開催など、公民館が中心となり高齢者の生涯学習活動の支援を行っています。

高齢者のニーズを把握し、学習内容の充実を図るとともに学びの環境を整え、学習意欲の向上を目指していきます。特に地域で行われているサロン活動などにおいて、出前講座を活用した学習機会の充実を図り、介護予防と一体となった生涯学習活動を進めていきます。

(2) 老人クラブ活動への支援

町内には現在 33 の単位老人クラブで 2,221 名（平成 26 年 4 月現在）ほどの会員が活動しています。単位老人クラブごとに健康増進活動や教養活動、地域奉仕活動などに取組んでいます。若い会員の減少やリーダー不足によって、活動の低迷がみられる老人クラブもあります。

町では今後も生きがい対策の重要な活動として、老人クラブ活動を支援していきます。

(3) サロンなど地域での通いの場づくり

地域で高齢化が進む中、健康づくりや楽しみづくり、介護予防を目的として集落等を単位とするサロン活動がはじまっています。町社会福祉協議会では、地域でのサロンの立上げを支援しており、活動に対する助成金の制度もあります。

町内には平成 26 年 10 月現在 37 ほどのサロンがあるとみられ、地域のリーダーや民生委員などの支援者が主宰し、その多くが月 1 回程度の活動を行っています。活動内容は、健康体操やレクリエーション、お茶飲みなどで、それぞれの地域において工夫して運営されています。

元気高齢者のみならず、支援が必要な高齢者も対象とし、地域でのコミュニケーションづくりや支え合い、介護予防を進めるため、サロン活動等定期的な通いの場の立上げ及び運営を支援していきます。特に男性の参加者が少ない状況から、男性向けのメニューや嗜好を考慮した運営も検討する必要があります。

(4) 高齢者の就労支援

高齢者にとって、働くことは生きがいであり、健康づくりや介護予防にもつながると考えられます。平成 22 年国勢調査によれば、町内の 65 歳以上の就業者の割合は 25.0%となっていますが、畑仕事や家事を含めればさらに多くの高齢者が仕事に従事していると推測されます。

働く意欲のある高齢者に就業の場を提供している「西会津町シルバー人材セ

ンター」には、平成 26 年 3 月末現在 134 名が登録しています。公共サービスや企業・個人向けサービスにおいて、高齢者の技術や知識が大いに活かされています。

町では、今後も町シルバー人材センターの支援を継続するとともに高齢者の就業を支援していきます。

2. 高齢者の健康づくり

(1) 運動の習慣化

高齢者の身体機能の維持や健康保持には運動習慣を身につけることが重要です。町では、高齢者水泳教室や週いち貯筋体操教室、理学療法士や作業療法士と連携した健康体操の普及などを通じ、運動の習慣化を進めます。

(2) 高齢者スポーツ

町内の多くの高齢者が、ゲートボール、輪投げ、グランドゴルフなどのスポーツに取り組んでいます。町では今後も、生涯学習部門と福祉部門が連携して、健康増進や生きがい対策としてスポーツ活動の活性化を支援していきます。

3. 介護予防事業の推進

高齢となっても住み慣れた住居・地域でいきいきと暮らし続けるには介護予防の取組みが重要です。町では介護保険事業の地域支援事業の中で介護予防の取組みを進めています（P16 表 10 「主な地域支援事業」参照）。

平成 27 年度からの介護保険制度改正により、介護予防サービスの訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）として、平成 29 年までに実施に移していきます。この新しい総合事業は、既存のサービスに加えて、地域の多様な主体によるサービスや支援の構築が必要となります。町ではシルバー人材センターやボランティア活動サポートセンターと連携し、地域での介護や介護予防を支えるために、利用者のニーズに即したサービス体制の整備に加え、支援する側の介護予防につながるしくみの構築を図っていきます。

なお、地域支援事業における新しい総合事業の推進については、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置して、関係機関や関係者の連携により進めていきます。

<平成 27～29 年度に予定する介護予防事業（地域支援事業）>

区 分	対 象	サービスの種類 または事業	サービスの内容または例示	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス	要支援認定者・基本チェックリスト該当者	訪問型サービス	現行訪問介護相当のホームヘルプサービス
				シルバー人材センター提供サービス (食事づくり、掃除、洗濯、買物代行、ゴミ出し、灯油補給、電球交換、通所サービス送り出し支援 etc.)
				お口訪問相談、訪問栄養相談、運動 etc.
		通所型サービス	現行通所介護相当のデイサービス	
			ミニデイサービス、機能訓練事業	
			サロン、週いち貯筋体操教室	
	その他の生活支援サービス	配食サービス		
		ボランティアによるサービス (話し相手、配食サービスの配達 etc.)		
	介護予防マネジメント	地域包括支援センターによるアセスメント及びケアプラン作成		
	一般介護予防事業	すべての1号被保険者、支援活動に関わる者	介護予防把握事業	基本チェックリストの実施
			介護予防普及啓発事業	講演会、高齢者健康水泳教室、温泉リハビリプール、介護予防各種教室、機能訓練事業、奥川元気クラブ、サロン、週いち貯筋体操教室、健康カレンダー制作
			地域介護予防活動支援事業	食生活改善推進員育成、健康運動推進員育成、認知症キャラバンメイト育成、生活支援サービスの担い手の育成・支援
			一般介護予防事業評価事業	一般介護予防の事業評価、効果的な事業展開の検討
			地域リハビリテーション活動支援事業	地域の介護予防の取組み強化、通所・訪問・地域ケア会議・住民主体の通いの場等におけるリハビリテーション専門職の助言等
	包括的支援事業	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援		地域包括支援センター委託による総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援
在宅医療・介護連携推進事業		医療と介護の連携体制の整備 など		
生活支援体制整備事業		生活支援コーディネーター配置や協議体の設置による生活支援体制の構築		
認知症総合支援事業		認知症地域支援専門員の配置や認知症ケアパス作成、認知症サポーター養成 など		
任意事業	介護給付費適正化事業		介護給付適正化のための取組み	
	家族介護支援事業		在宅介護者リフレッシュサービス事業、在宅高齢者福祉サービス など	
	その他事業		成年後見制度利用支援、住宅改修支援、グループホーム家賃助成、配食サービス、緊急通報システム貸与 など	

第5章 介護保険事業の運営

1. 介護保険サービス基盤の確保

町内の要支援・要介護者への介護（予防）サービスの提供は、主に町内のサービス事業所により行なわれています。（サービス事業所の状況については、P15「表9 西会津町内の介護（予防）サービス指定事業所」のとおり）

各サービス基盤の整備方針を以下のとおり定めます。

（1）居宅サービス（介護予防含む）

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、身体介護や生活援助のサービスを提供し、在宅での暮らしを支える最も基本的なサービスの一つです。これまでは利用者、給付額とも増加傾向でしたが、要介護認定者数の推計から、今後大きな伸びは見込まれない状況です。

今後も既存の「西会津町訪問介護事業所」1事業所での提供を見込みます。また、夜間や早朝の訪問にも引き続き対応していきます。

登録ヘルパーが不足している状況であることから、介護職員初任者研修等により人材の育成に取り組めます。

②訪問入浴介護

訪問介護により入浴介護相当のサービスは提供しており、町内事業所におけるサービスは見込まないものとします。

③訪問看護

平成26年度より町が運営する「西会津町訪問看護事業所」においてサービスを提供しています。今後も1事業所でのサービス提供を見込みます。

理学療法士や看護師等との連携を進めるとともに、職員の資質向上に努め、ニーズに対応できる体制整備を図ります。

なお、訪問リハビリのニーズについては、訪問看護の中で対応していきます。

④訪問リハビリテーション

ニーズはありますが、訪問看護事業所において代替のサービスを提供しているため、町内のサービスは見込まないものとします。

⑤居宅療養管理指導

医師や薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の服薬管理などの指導を行うものです。従来は町外の事業所への給付のみでありましたが、計画期間内に新たに町内1事業所の開設を見込みます。

⑥通所介護（デイサービス）

食事、入浴などの支援を行なう通いのサービスです。訪問介護と同様に、通所介護の利用者・給付額は年々増加傾向にあります。要介護認定者数の推計から、今後は大きな伸びは見込まれない状況です。

既存の「さゆりの園 デイサービスセンターⅡ」1事業所でのサービス提供を見込みます。運営にあたっては、利用者の状態に応じたサービス内容を検討するなど、きめ細かなサービス提供が求められます。

⑦通所リハビリテーション（デイケア）

居宅において自立した生活が営めるよう理学療法士や作業療法士による機能訓練を行うサービスです。

町内では「介護老人保健施設『憩の森』」においてサービス提供されていますが、ニーズが高く待機も出ている状況です。しかしながら、要介護認定者の状況から今後大きな伸びは見込まれないため、今後も「介護老人保健施設『憩の森』」1事業所でのサービス提供を見込みます。

⑧短期入所生活介護

短期入所生活介護は、一時的に居宅において介護を受けることが困難になった場合や介護者の精神的・身体的負担軽減のために重要な役割を果たしています。近年給付額は伸びていますが、町内において小規模多機能型居宅介護なども開設されたことから、今後大きな伸びは見込まれない状況です。既存の「特別養護老人ホーム『さゆりの園』」1事業所でのサービス提供を見込みます。

⑨短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設などに短期間入所して日常生活の支援や医師の診察などが受けられるサービスです。要介護認定者の状況から今後大きな伸びは見込まれないため、既存の「介護老人保健施設『憩の森』」1事業所によるサービス提供を見込みます。

⑩短期入所療養介護（病院等）

町内に事業所はなく、町内でのサービス提供は見込みません。

⑪特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している高齢者に日常生活上の支援や介護を提供するサービスです。平成26年3月に開所した「介護付有料老人ホームしなのきホーム西会津」1事業所でのサービス提供を見込みます。地域との交流を進めるなど、地域に開かれた施設運営を通して入所者の生活の質の向上を図っていくことが必要です。

（2）居宅介護支援・介護予防支援

在宅での介護（予防）サービス利用者のケアプランを作成するサービスです。認定者数の増加により給付費も増加傾向でしたが、今後大きな増加は見込まれない状況です。今後も、居宅介護支援については、「西会津町居宅介護支援事業所」1事業所、介護予防支援については、「にしあいつ地域包括支援センター」1事業所によるサービス提供を見込みます。

なお、ケアプラン作成においては、町の地域包括ケアシステムの中で要支援・要介護認定者が、適切なサービスを組み合わせることによって、安心した生活が続けられるよう努めるとともに、その人が有する身体的機能等を低下させるような過剰なサービスとならないよう配慮する必要があります。

（3）地域密着型サービス（介護予防含む）

①認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が、共同生活する住宅において、食事、入浴、機能訓練など

のサービスが受けられるサービスです。町内においては、「グループホームのぞみ」と平成26年9月に開所した「グループホーム西会津しょうぶ苑 桐」及び「同おとめゆり」の3事業所によるサービス提供を見込みます。

また、西会津町認知症対応型共同生活介護事業所利用者家賃助成事業により、低所得者の入所を支援していきます。

②認知症対応型通所介護

認知症高齢者へ食事や入浴などのサービスを提供する日帰りのサービスです。現在、町内でサービスを提供する事業所はありませんが、ニーズも見込まれることから、計画期間中に整備を検討していきます。

③小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択によって、訪問介護や泊まりのサービスが受けられます。平成26年9月に開所した「小規模多機能型居宅介護事業所西会津しょうぶ苑」1事業所によるサービス提供を見込みます。

また、山間部の高齢者に配慮し、野沢・尾野本地区以外の地区への整備について検討します。

④夜間対応型訪問介護

既存の事業所はありませんが、「西会津町訪問介護事業所」において夜間対応のサービスを提供していることから、新たなサービス事業所は見込みません。

⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護

既存の事業所はなく、範囲が広い本町ではサービス提供が難しいことから、現在のところ見込まないものとします。

(4) 施設サービス

①介護老人福祉施設

既存の「特別養護老人ホーム さゆりの園」1事業所におけるサービス提供を見込みます。さゆりの園50床は常に満床であることから、一定程度他市町村にある介護老人福祉施設への入所を見込みます。

なお、平成27年度より新規の入所対象が要介護3以上となります。

②介護老人保健施設

一定期間入所し機能訓練や医療サービスを提供し、在宅復帰を目指す施設です。「介護老人保健施設『憩の森』」50床は常に満床で(ショートステイ含む)、入所の長期化が課題となっています。

「憩の森」は治療行為のできる入所施設であり、町内で唯一リハビリスタッフを有する事業所でもあります。町としあいつ福祉会の両方で定めた「介護老人保健施設『憩の森』基本方針」に基づき、町の地域包括ケアシステムの中核的な施設としてその機能が十分発揮されるよう努めます。

また、在宅介護を支援し、認知症の人への対応を強化するため、本計画期間内に「憩の森」に認知症専門棟(20床)の整備を進めます。

③介護療養型医療施設

既存の事業所はなく、現在のところ見込まないものとします。

表 15 介護保険サービス基盤確保の方針（概要一覧）

介護サービスの種類 (介護予防サービス含む)	基盤確保の方針	計画期間終了時 町内目標規模
居宅サービス		
訪問介護	既存の「西会津町訪問介護事業所」1事業所でのサービス提供を見込む。	1事業所 常勤ヘルパー - 5人 登録ヘルパー - 30人
訪問入浴介護	町内のサービスは見込まない。	—
訪問看護	既存の「西会津町訪問看護事業所」1事業所でのサービス提供を見込む。	1事業所 看護師 2.5人
訪問リハビリテーション	町内のサービスは見込まない。	—
居宅療養管理指導	計画期間内に新たに町内 1事業所の開設を見込む。	1事業所
通所介護	「さゆりの園 デイサービスセンターⅡ」1事業所でのサービス提供を見込む。	1事業所 1日 30人
通所リハビリテーション	介護老人保健施設「憩の森」1事業所でのサービス提供を見込む。	1事業所 1日 20人
短期入所生活介護	「特別養護老人ホーム さゆりの園」1事業所でのサービス提供を見込む。	1事業所 20人
短期入所療養介護 (老健)	介護老人保健施設「憩の森」1事業所でのサービス提供を見込む。	1事業所
特定施設入居者生活介護	「介護付有料老人ホーム しなのきホーム西会津」1事業所でのサービス提供を見込む。	1事業所 20人
短期入所療養介護 (病院等)	町内でのサービスは見込まない。	—
居宅介護支援	既存の「西会津町居宅介護支援事業所」におけるサービス提供を見込む。	1事業所
介護予防支援	既存の「にしあいつ地域包括支援センター」におけるサービス提供を見込む。	1事業所
地域密着型サービス		
認知症対応型共同生活介護	既存の「グループホームのぞみ」「グループホーム西会津しょうぶ苑 桐」「同 おとめゆり」の3事業所でのサービス提供を見込む。	3事業所 27人
認知症対応型通所介護	既存の事業所はないが、ニーズも見込まれることから、本計画期間中に整備を検討する。	—
小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護事業所 西会津しょうぶ苑」1事業所によるサービス提供を見込む。また、山間部の要介護者等に配慮し、野沢・尾野本地区以外の地区へ 1事業所の整備を検討する。	1事業所 登録 25人

(介護保険サービス基盤確保の方針(概要一覧) つづき)

介護サービスの種類 (介護予防サービス含む)	基盤確保の方針	計画期間終了時 町内目標規模
夜間対応型訪問介護	新たなサービス事業所は見込まない。	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	現在のところ見込まない。	—
施設サービス		
介護老人福祉施設	既存の「特別養護老人ホーム さゆりの園」1事業所におけるサービス提供を見込む。	1事業所 (定員 50人)
介護老人保健施設	既存の「介護老人保健施設 憩の森」1事業所によるサービス提供を見込む。また、認知症専門棟(20床)の整備を進める。	1事業所 (定員 70人)
介護療養型医療施設	既存の事業所はなく、現在のところ見込まない。	—

2. 介護保険サービスの見込み量

将来の高齢者人口や要介護認定者数の推計、高齢者のニーズを勘案して、次のとおり介護保険サービスの必要量と給付費を見込みます。

表 16 介護予防サービス見込量

(単位：千円、月あたりの人数)

		実績(見込み)			推計				
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
①介護予防サービス									
介護予防訪問 介護	給付費	8,012	6,847	5,487	4,582	1,762	0	0	0
	人数	32	26	23	19	7	0	0	0
介護予防訪問 入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問 看護	給付費	568	380	380	1,268	1,539	1,812	1,754	1,664
	人数	3	1	1	3	4	5	5	5
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅 療養管理指導	給付費	79	11	0	0	0	0	0	0
	人数	1	1	0	0	0	0	0	0
介護予防通所 介護	給付費	4,846	3,364	3,236	1,841	1,253	0	0	0
	人数	15	9	8	5	3	0	0	0
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	13,218	12,213	11,864	14,804	15,005	15,293	15,722	15,606
	人数	29	26	23	28	28	28	29	29
介護予防短期 入所生活介護	給付費	60	54	0	0	0	0	0	0
	人数	1	1	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費	50	227	0	0	0	0	0	0
	人数	1	1	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉 用具貸与	給付費	437	517	768	1,107	1,028	1,018	1,016	1,017
	人数	9	9	16	15	14	13	13	13
特定介護予防福 祉用具購入費	給付費	232	55	0	164	164	164	164	164
	人数	1	1	0	1	1	1	1	1
介護予防住宅 改修	給付費	304	404	0	404	404	404	404	404
	人数	1	1	0	1	1	1	1	1
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	814	174	0	0	0	0	0	0
	人数	1	1	0	0	0	0	0	0

表 1 6 介護予防サービス見込量 (つづき)

(単位 : 千円、月あたりの人数)

		実績 (見込み)			推 計				
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
②地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多 機能型居宅介護	給付費	0	0	355	4,254	4,246	4,246	4,246	4,246
	人 数	0	0	1	5	5	5	5	5
介護予防認知症対 応型共同生活介護	給付費	0	0	0	5,063	5,054	5,054	5,054	5,054
	人 数	0	0	0	2	2	2	2	2
介護予防地域密 着型通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0
③介護予防支援	給付費	3,267	2,838	2,557	2,955	2,804	2,627	2,798	2,672
	人 数	64	56	49	59	56	53	56	53
合 計	給付費	31,887	27,084	24,647	36,442	33,259	30,618	31,158	30,827

表 1 7 介護サービス見込量

(単位 : 千円、月あたりの人数)

		実績 (見込み)			推 計				
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
①介護サービス									
訪問介護	給付費	83,665	88,182	90,127	81,393	71,956	70,161	63,572	59,147
	人 数	107	123	136	120	115	110	100	95
訪問入浴介護	給付費	0	57	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	1	0	0	0	0	0	0
訪問看護	給付費	7,158	7,323	9,002	9,307	10,508	10,042	10,432	10,820
	人 数	31	37	38	35	37	36	37	38
訪問リハビリテー ション	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理 指導	給付費	469	823	751	545	631	652	532	567
	人 数	6	10	7	6	7	7	6	6
通所介護	給付費	67,674	74,830	75,251	68,947	63,097	59,767	45,958	44,568
	人 数	130	148	166	157	154	151	130	125
通所リハビリテー ション	給付費	22,319	24,196	25,591	23,971	21,876	20,331	15,287	14,941
	人 数	54	63	70	65	60	60	50	45
短期入所生活 介護	給付費	58,761	76,871	80,905	72,293	63,342	59,402	55,172	55,863
	人 数	52	65	76	65	60	55	50	50

表 17 介護サービス見込量（つづき）

（単位：千円、月あたりの人数）

		実績（見込み）			推 計				
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
短期入所療養 介護（老健）	給付費	25,064	35,548	40,618	34,283	32,357	35,663	32,536	32,369
	人 数	29	47	62	47	45	47	40	40
短期入所療養 介護（病院等）	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	17,185	19,903	20,639	17,037	15,310	10,692	9,618	9,777
	人 数	116	138	141	122	114	100	95	95
特定福祉用具 購入費	給付費	538	1,028	446	613	652	754	893	778
	人 数	3	4	3	3	3	3	3	3
住宅改修	給付費	597	542	264	637	587	588	1,182	1,180
	人 数	1	1	1	1	1	1	2	2
特定施設入居 者生活介護	給付費	19,740	24,885	50,134	53,389	53,286	53,286	53,286	53,286
	人 数	8	10	21	23	23	23	23	23
②地域密着型サービス									
定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪 問介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型 通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能 型居宅介護	給付費	2,435	2,619	6,023	30,113	29,462	28,571	28,495	28,374
	人 数	1	1	3	15	15	15	15	15
認知症対応型共 同生活介護	給付費	30,961	31,106	33,152	70,237	70,101	70,101	70,101	69,784
	人 数	10	10	11	24	24	24	24	24
地域密着型特定施 設入居者生活介護	給付費	136	2,195	2,195	0	0	0	0	0
	人 数	1	1	1	0	0	0	0	0
地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0
複合型サービ ス	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所 介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0	0

表 17 介護サービス見込量（つづき）

（単位：千円、月あたりの人数）

		実績（見込み）			推 計					
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度	
③施設サービス										
介護老人福祉施設	給付費	191,046	197,043	206,003	204,550	204,155	204,155	204,155	204,155	
	人 数	64	66	68	69	69	69	69	69	
介護老人保健施設	給付費	223,179	209,208	221,251	213,582	213,169	243,826	274,483	274,483	
	人 数	75	74	72	71	71	81	91	91	
介護療養型医療施設	給付費	18,256	23,700	11,480	11,241	11,220	11,220	11,220	11,220	
	人 数	5	6	3	3	3	3	3	3	
④居宅介護支援										
		給付費	37,872	43,914	47,666	43,908	42,227	39,383	36,267	35,102
		人 数	257	298	321	305	296	278	280	250
合 計		給付費	807,055	863,973	921,498	936,046	903,936	918,594	913,189	906,414

表 18 総給付費

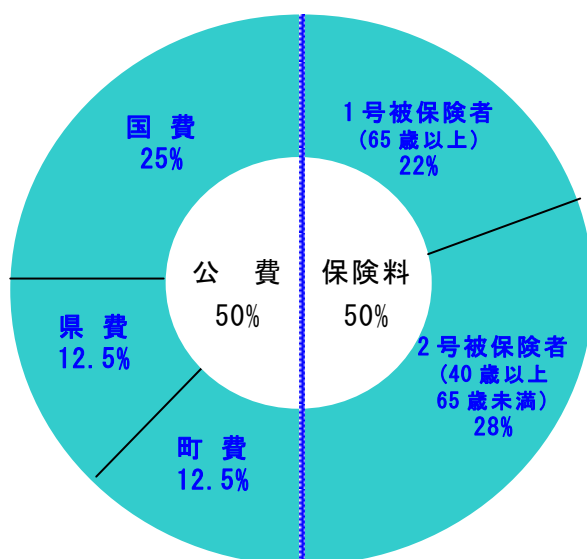
（単位：千円）

	実績（見込み）			推 計				
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
総給付費	838,942	891,057	946,145	972,488	937,195	949,212	944,347	937,241

介護給付費のうち50%は公費、50%は保険料で賄われます。公費50%のうち12.5%が町の負担です。また、保険料50%のうち28%は全国でプールされた第2号被保険者分の保険料から支払われますが、残り22%は西会津町の第1号被保険者で負担することになります。

(ただし、国負担分のうち5%分が調整交付金として交付されますが、所得水準が低く、後期高齢化率が高い市町村には5%を超えて交付され、超えた分は第1号被保険者全体の負担分から軽減されます。)

図4 介護給付費の財源構成



※介護給付の適正化

介護（予防）給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のない適正なサービス提供をするよう事業者を促すなど、適切なサービスの確保と介護給付費の抑制・効率化に取り組めます。

3. 第1号被保険者介護保険料の設定

前項までの介護保険サービスの見込み量等から、次のとおり第1号被保険者の保険料を設定します。

表19 標準給付費見込み額の算出 (単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
予防給付費 A	36,442	33,259	30,618	100,319
介護給付費 B	936,046	903,936	918,594	2,758,576
総給付費 (A+B) C	972,488	937,195	949,212	2,858,895
特定入所者介護サービス費等給付費 D	37,489	34,432	33,920	105,841
高額介護サービス費等給付費 E	21,050	21,050	21,050	63,150
高額医療合算介護サービス費等給付費 F	2,050	2,050	2,050	6,150
審査支払手数料 G	986	986	986	2,958
標準給付費 (C+D+E+F+G)	1,034,063	995,713	1,007,218	3,036,994

表20 第1号被保険者の保険料算出 (単位：A～Gは千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付見込額 A	1,034,063	995,713	1,007,218	3,036,994
地域支援事業費 B	40,072	39,126	39,166	118,364
第1号被保険者負担相当額 (A+B) × 22% C	236,310	227,665	230,204	694,179
調整交付金相当額 A × 5% D	51,703	49,786	50,361	151,850
調整交付金見込交付割合 E	11.20%	11.20%	11.20%	
調整交付金見込額 A × E F	115,815	111,520	112,808	340,143
保険料徴収必要額 G	C+D-F			505,886
予定保険料収納率 H				99.00%
保険料基準額の年額 I	G ÷ 被保険者数 7,762 (所得段階別加入割合補正後) ÷ H			65,832 円
保険料基準額の月額 J	I ÷ 12 ヶ月			5,486 円

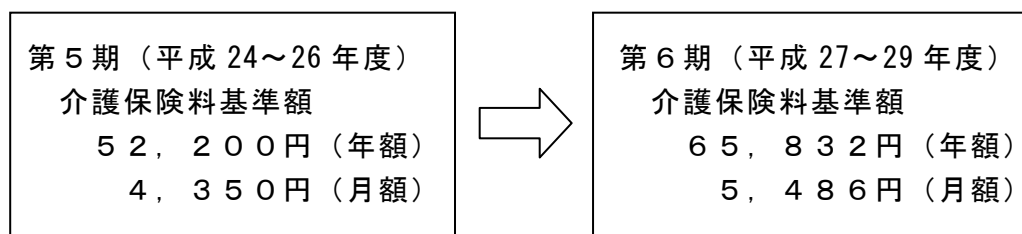
注：端数処理の関係で合わない箇所がある。また、財政安定化基金及び介護給付費準備基金は、繰入れ・積立てとも見込んでいない。

所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う観点から、標準段階を現行の6段階から9段階に細分化する。

表 2 1 第 1 号被保険者の段階別保険料

段 階	区 分	基準額に対する割合	保険料（年額）
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税で本人年金収入額 80 万円以下	0.50	32,916 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人年金収入額 80 万円を超え 120 万円以下	0.75	49,380 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人年金収入額 120 万円を超える	0.75	49,380 円
第 4 段階	本人が市町村民税非課税で本人年金収入額 80 万円以下	0.90	59,256 円
第 5 段階	本人が市町村民税非課税で本人年金収入額 80 万円を超える	1.00	65,832 円
第 6 段階	合計所得金額 120 万円未満	1.20	79,008 円
第 7 段階	合計所得金額 120 万円以上 190 万円未満	1.30	85,584 円
第 8 段階	合計所得金額 190 万円以上 290 万円未満	1.50	98,748 円
第 9 段階	合計所得金額 290 万円以上	1.70	111,924 円

[参考]



第6章 認知症対策の推進

1. 地域支援体制の整備

(1) 認知症に対する理解の促進

- ① 認知症への備えとして、自己点検ノートの書き方講座を老人クラブやサロン等で実施していきます。
- ② 認知症キャラバンメイトの組織化により認知症サポーター養成講座の充実を図ります。
- ③ 認知症サポーター養成講座のフォローアップとして「気づきつなぎ手の育成支援教室」を開催していきます。

(2) 認知症地域連絡会

「地域ケア高齢者支援推進会議」を活用し、保健・医療・福祉・介護の関係機関、さらには地域の安全安心や生活関連の部署などとともに、地区組織・関係団体等での認知症にまつわる課題や解決に向けた話し合いの場をつくります。

(3) 認知症にやさしいまちづくり

- ① 認知症サポーター養成講座を受講した商店等に「認知症サポーターのいる安心店ステッカー」を配布し、認知症に対するやさしいまちづくりを広めていきます。
- ② 地域見守りのしくみづくり
配送事業者との協定や移動販売事業者や理美容組合、町内事業所との連携により、軽度の段階から対応し、地域での見守りと支え合いを普及していきます。

(4) 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員の配置により、町と地域包括支援センターの連携強化を図りつつ、認知症対策の推進と認知症ケアパスの普及を進めます。

2. 認知症の人と家族への支援

(1) 情報提供と相談体制の充実

- ① 認知症の人と家族のための町のサービスや資源（別表）をわかりやすい形にした認知症ケアパスを作成し、活用を図っていきます。
- ② 診療所窓口・調剤薬局等に「もの忘れ心配相談窓口」を設置し、地域包括支援センターへのつなぎの役割を担ってもらい、重症化予防と早期相談対応に努めます。
- ③ グループホーム連絡協議会（仮称）による地域に開かれた事業提供として本人や家族のつどい・出前による相談会や講座の開催など検討していきます。
- ④ 家族登録サービス
家族支援として、希望家族に登録していただき、つどいや学習の場の開催情報や介護に関する情報の提供を行い、早い段階から家族の支援を行い、

孤立化を防ぎます。

(2) サービスの充実

①生活支援サービス

ゴミ出しサービス、灯油補給サービス、受診サポート、話し相手ボランティア等、認知症の人や家族のニーズに応じたサービスを検討し、提供していきます。

②連絡シート

本人の登録制（手上げ方式）による、医療・介護の連携フェイスシート（介護度・認知度・利用サービス・処方薬等）により、スムーズな医療・介護の提供がなされるようしくみを検討していきます。

③医療連携対応

介護サービス以外の相談（包括総合相談）と対応について地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し対応できるしくみを検討していきます。

④認知症ケアスタッフの資質の向上

地域ケア高齢者支援推進会議や研修会を通してケアスタッフのスキルアップを図り、安心してサービスが受けられる体制づくりに努めます。

3. 認知症予防対策

認知症の予防に有効とされる「コミュニティの中での知的活動」と「生活習慣病予防」を重点的に進めます。

(1) コミュニティの中での知的活動

サロン活動やサークル活動など、グループでの活動が、脳を総合的に活性化させ認知症の予防効果が期待できます。そのような活動は参加者同士の絆も生まれ、支え合い活動にも発展しやすく、お互いが助けあうことで、生きがい活動にもつながります。

町では、歩いて通える場所での住民主体の集いの場の開設と継続を支援していきます。

①介護予防教室の開催（出前講座）

- ・元気が続くお楽しみ教室
- ・元気応援教室
- ・週いち貯筋体操教室

②町社会福祉協議会による「サロン助成金」

- ・年4回以上開催のサロンに助成

(2) 生活習慣病予防対策

認知症を引き起こす主な病気は、脳の細胞がゆっくりと死んで脳が萎縮する変性疾患（アルツハイマー病・レビー小体型認知症・前頭側頭型認知症）と脳血管性認知症（脳梗塞・脳出血・脳動脈硬化等の後遺症）、そのほか感染症やアルコール依存症なども原因になります。変性疾患では脳血管病変を高率に伴っていることが知られており、脳血管病変を適切に治療することが、全認知症の予防につながると言われています。その対策として、これまで町が推進してき

た生活習慣病予防対策に継続して取り組んでいきます。

- ①高血圧、糖尿病、脂質異常、心臓病の予防と治療の啓発
- ②睡眠不足、塩分やカロリー過多、運動不足、嗜好品（酒）の過剰摂取の注意喚起。

表 2 2 認知症高齢者・2次予防高齢者の実態

項目 \ 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護認定者数（率）	5 3 9 (17.7%)	5 8 9 (19.6%)	5 8 5 (19.6%)
介護保険認定者に占める認知症高齢者数（割合）	4 5 9 (85.2%)	5 2 2 (88.6%)	5 3 3 (91.1%)
65歳以上人口に占める認知高齢者数の割合（Ⅱ以上） ★全国推計値 12.8%（2025年）	1 2 . 3 % (3 7 2 人)	1 3 . 7 % (4 1 3 人)	1 4 . 5 % (4 3 3 人)
生活機能アンケートから認知機能の低下が疑われる者のアンケート回答者中の割合（回答者数）	3 0 . 1 % (7 3 3 人)	2 9 . 1 % (6 8 9 人)	3 3 . 5 % (8 1 5 人)

※各年 4 月 1 日現在

第7章 高齢者を支える体制づくり

1. 人材の育成と確保

高齢者を介護したり、暮らしを支えたりするためには、それを担う人材の確保や知識・技術の向上が必要です。町では、介護職の養成など高齢者支援のための人材育成に積極的に取り組んでいきます。

(1) 介護職員初任者研修事業

町では、介護を担う人材育成のため、平成10年度より訪問介護員養成事業を実施し平成24年度までに合計406名が研修を修了しました。平成25年度からは介護職員初任者研修となり、平成25年度10名、26年度8名が修了しています。

現在、施設サービス、居宅サービスを問わず、介護現場に従事する人材の不足が深刻な問題となっています。今後も介護職員初任者研修事業を継続し、積極的に介護サービスに従事する人材の育成に努めます。

(2) 各種講座・講演会の開催

高齢者支援に関する町民理解の促進、知識の普及を図るため、社会教育部門と連携した各種講座の実施や専門家を招致しての講演会の開催などに取り組みます。

(3) 認知症サポーター養成講座とキャラバンメイト

認知症への理解と正しい知識の普及を図ることにより、認知症になっても地域で安心した暮らしが続けられると考えられます。そのため町では、平成25年度までに1,589人の認知症サポーターを養成してきました。今後も小・中学生、高校生から一般町民まで、幅広い年代を対象に認知症サポーター養成講座を通じ、認知症の理解者を地域に増やしていきます。

また、同時に養成講座を担うキャラバンメイトの養成も進めます。

2. 地域包括支援センター事業の充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の中で中心的な役割を果たす専門機関です。以下の事業の効果的な推進を図っていきます。

(1) 介護予防ケアマネジメント

予防給付や介護予防サービスの充実に向けた取組みをすすめるとともに、地域におけるインフォーマルサービスを掘り起こし、地域リーダーの育成に努めます。

(2) 総合相談・支援事業

各種相談に適切に対応し、その中で分かる地域の課題や制度上の問題を整理し、社会資源の不足などを必要に応じ町と協議しながら解決に向けた取組みを進めます。

(3) 権利擁護事業

適切な権利行使のための支援、消費者被害の防止対策に努めます。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

介護支援専門員への適切なサポートと資質の向上を図ります。

また、介護職の知識や技能の向上のための取組みを進め、町内における良質な介護サービスの提供を支援します。

3. 高齢者を支える組織及び各種会議等

(1) 地域ケア高齢者支援推進会議

高齢者支援を検討する中心的組織として、医療・介護・福祉・生活支援サービスの提供者など、各分野の専門職等が参画する地域ケア高齢者支援推進会議を設置し、ニーズに即した効果的な高齢者福祉施策の検討を進めます。

また、その下で設置する地域ケア高齢者支援会議（個別ケース会議、認知症の人のためのケアマネジメント研修会、チームアプローチ研修会、サービス調整会議の総称）により、個別ケースの解決や地域課題の発見・解決に向けた取組みをすすめます。

(2) 民生児童委員と福祉協力員

民生児童委員は、地域の状況を適切に把握し、支援が必要な人と関係機関をつなぐ重要な役割を担います。近年高齢化の進展や困難事例の増加など、民生児童委員の業務は複雑多様化しており、担い手不足も問題となっています。このような状況から、町社会福祉協議会では民生児童委員をサポートする福祉協力員制度を立上げ、地域での高齢者の見守り体制の強化を図ることにしています。民生児童委員と福祉協力員の活動が円滑に行われ、その機能が十分発揮されるよう進める必要があります。

(3) 地域での見守り・見守り協定等

地域での高齢化が進んでおり、それぞれの集落等において一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りや支え合いの体制づくりが必要となっています。上野尻地区では「須刈ふれあいネットワーク」を組織し、住民が主体的に高齢者を見守る体制があり、モデル的な取組みといえます。その他いくつかの集落において独自の取組みを進めているケースもあります。町と町社会福祉協議会では、こうした事例も参考としながら、「福祉座談会」を開催するなど、住民主体の地域に合った見守り体制の構築を支援していきます。

また、宅配事業者などとその業務の特色を活かした見守り協定等の締結について検討を進めます。

4. 高齢者への生活支援

過疎化による人口の減少や高齢化による集落機能の低下により、地域での高齢者の暮らしは厳しさを増しています。しかし、安心して暮らせる住宅やいくらかの生活支援があれば、地域で暮らし続けられることが考えられます。地域

における住宅の確保や生活支援サービスの充実を図る必要があります。

(1) 安心して暮らせる住居の確保

町内の高齢者の多くが自らの「持ち家」に暮らしています。いつまでも自宅で暮らし続けられることが理想ですが、高齢により自宅での生活に不安のある人もいます。特に冬期間は住宅周りの除雪等の問題で一層高齢者の暮らしは困難となります。町では、生活支援ハウスの有効活用と高齢者向け集合住宅等の整備を検討していきます。

(2) 生活支援サービスの充実

日常生活のちょっとした動作も高齢により困難になってきますが、それを補ってくれる生活支援サービスがあれば、安心した暮らしを続けられることもあります。シルバー人材センターやボランティアサポートセンターはそうしたサービスの主要な担い手として期待されます。町ではそれらの活動を支援していくとともに、民間団体や企業を含めた多様な主体による協議体を設置するほか、生活支援コーディネーターを配置し、地域の人材や資源を活かした生活支援サービスの充実を進めます。

また、高齢者の通院や買物等の際の交通手段として、介護タクシーや福祉タクシーの立上げを事業者に働きかけていきます。

<考えられる生活支援サービス>

食事づくり、配食サービス、掃除、洗濯、買物代行、ゴミ出し、灯油補給、電球交換、通所送り出し、受診支援、電話かけ（バス予約等） etc.

本町における生活の中で特に問題となるのが冬期間の除雪対策です。しっかりと道路の除雪体制をとることはもとより、高齢者宅周辺の除雪についても、気軽に作業を依頼できるしくみづくりを進めていきます。

5. 高齢者の権利擁護

高齢者への虐待の未然防止、早期対応のため、地域包括ケアシステムの中で関係機関が連携を密にし、適切に対応していきます。

また、振り込め詐欺等高齢者を狙った犯罪防止に努めるとともに認知症高齢者等の権利擁護のため成年後見制度の普及啓発と市民後見人育成の検討を進めます。

6. 災害時など緊急時の高齢者支援

東日本大震災を契機として、災害に対する備えの強化が求められています。町地域防災計画に基づき関係機関と連携し避難行動要支援者名簿の作成を進めます。

万が一の災害の際、支援が必要な高齢者を円滑に避難誘導し、安全を確保するため、町内の介護施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）の福祉避難所指定を進めます。

7. 介護者への支援

高齢者を介護する人は、関わる程度にもよりますが、大きな身体的・精神的負担を抱えているケースが多いと考えられます。そうした家族の負担を軽減するため、介護に関する情報提供や在宅介護者リフレッシュサービス事業を実施していきます。事業の実施にあたっては、介護者のニーズを捉え、介護者の元気回復につながるよう、効果的なサービス提供に努めます。

卷末資料

西会津町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 西会津町介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）及び西会津町高齢者福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）の策定及び見直し、並びに計画の進捗状況の把握と評価を行うことを目的として、西会津町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に関すること
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の進捗状況の把握及び評価に関すること
- (3) その他介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に関し、町長が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

- (1) 町関係者 健康福祉課の職員、その他関係する職員
- (2) 県関係者 会津保健福祉事務所の職員、その他関係する職員
- (3) 医療関係者 医師、看護師
- (4) 福祉関係者 介護サービス事業所関係者、社会福祉法人関係者、民生委員
- (5) その他関係者 町長が必要と認めた者

2 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼及び費用弁償)

第4条 町は委員に別に定める謝礼及び費用弁償を支給することができる。

(会議)

第5条 委員会の幹事は健康福祉課長とする。

- 2 委員会は、必要に応じて幹事が招集し、会議をつかさどる。
- 3 委員会は、協議の内容によって構成員の一部により開催することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 西会津町「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画・障がい者計画」策定委員会設置要綱は廃止する。

第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画策定の経過

月 日	会 議 等	内 容 等
平成 26 年 6 月 18 日	第 1 回策定委員会 (よりっせ)	○策定の進め方について ○介護保険制度の改正について ほか
8 月 1 日	第 1 回作業部会 (役場大会議室)	○日常生活圏域ニーズ調査について ○各種サービス等の現状と課題について ほか
10 月 16 日	第 2 回作業部会 (役場大会議室)	○各種サービスの見込量について ○計画に盛り込む認知症対策について ほか
10 月 17 日	第 1 回会津地域高齢者福祉計画等連絡会議 (県若松合同庁舎)	○各市町村の計画策定進捗状況 ○介護予防事業について ほか
11 月 12 日	第 3 回作業部会 (役場大会議室)	○計画の素案について ほか
11 月 25 日	第 2 回策定委員会 (役場大会議室)	○計画の素案について ほか
12 月 5 日	町議会全員協議会	○計画策定の中間報告について
平成 27 年 1 月 28 日	第 2 回会津地域高齢者福祉計画等連絡会議 (会津保健福祉事務所)	○県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(案)について ○居住系サービス整備状況について ほか
1 月 30 日	第 3 回策定委員会 (林業研修センター)	○計画案について ほか
2 月 2 日	町議会全員協議会	○第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画(案)について
2 月 4 日～ 18 日	意見公募	○計画案を公表しての意見募集 (意見提出3名(10件))
2 月 19 日	町保健福祉審議会 (介護センター)	○計画案について(説明) (ほかに障がい者計画、子ども子育て支援事業計画、健康増進計画)
2 月 25 日	第 4 回策定委員会 (大会議室)	○計画案(最終案)について
2 月 27 日	町保健福祉審議会 (大会議室)	○計画案について(諮問・答申) (ほかに障がい者計画、子ども子育て支援事業計画、健康増進計画)
3 月 9 日	町議会全員協議会	○計画案(議案)について
3 月 9 日	町議会定例会	○第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画議決